

横浜港（新港地区）クルーズ拠点形成協定書

目 次

第1条	(目的及び解釈)	7
第2条	(公共性及び事業の趣旨の尊重)	7
第3条	(信義誠実の原則)	7
第4条	(本事業の概要)	7
第5条	(形成計画等)	7
第6条	(地域活性化への取り組み)	8
第7条	(許認可等及び届出等)	8
第8条	(責任の負担)	8
第9条	(表明及び保証)	8
第10条	(優先的な利用の開始条件)	9
第11条	(係留施設及び受入促進施設)	10
第12条	(係留施設の優先的な利用に関する事項)	10
第13条	(受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準)	11
第14条	(受入促進施設の整備の方法)	11
第15条	(受入促進施設の管理の方法)	12
第16条	(受入促進施設の整備に要する費用の負担の方法)	12
第17条	(受入促進施設の利用者による利用に関する事項)	12
第18条	(リスク分担の原則)	12
第19条	(法令等の変更による措置)	12
第20条	(不可抗力による措置)	13
第21条	(緊急事態対応)	13
第22条	(協定上の地位等又は受入促進施設の処分)	14
第23条	(協定の有効期間)	14
第24条	(乙の事由による本協定の解除)	14
第25条	(甲の事由による本協定の解除又は終了)	15
第26条	(合意解除)	16
第27条	(受入促進施設の取扱い)	16
第28条	(本協定の変更)	16
第29条	(損害賠償責任)	16
第30条	(協議会の設置)	16
第31条	(著作権の帰属等)	16
第32条	(秘密保持義務)	16
第33条	(公租公課)	17
第34条	(管轄)	17
第35条	(その他)	17
第36条	(疑義に関する協議)	17
第37条	(協定の掲示方法)	18

別紙 1 定義.....	19
別紙 2 受入促進施設の規模、構造及び用途に関する基準.....	22

横浜港（新港地区）クルーズ拠点形成協定書

本協定は、国際旅客船の受入促進を図るために、甲：国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者である横浜市と、乙：港湾法第 50 条の 18 第 3 項及び国際旅客船拠点形成港湾である横浜港の国際旅客船拠点形成計画（以下「形成計画」という。）に規定する、民間国際旅客船受入促進施設（本協定に基づき乙が整備を行う民間国際旅客船受入促進施設をいい、以下「受入促進施設」という。）の予定施設所有者等である Carnival Corporation & plc Asia Pte. Ltd.との間において、国際旅客船取扱埠頭の係留施設（以下「係留施設」という。）の優先的な利用及び受入促進施設の一般公衆への供用その他受入促進施設の整備に関して、必要な事項について定めるものである。

本協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印又は署名のうえ、各自 1 通を保有する。

（以下余白）

平成 30 年 11 月 9 日

甲 横浜市

横浜市長 林 文子

住所 横浜市中区港町 1 - 1

平成 30 年 11 月 9 日

乙 Carnival Corporation & plc Asia Pte. Ltd.

Carnival Corporation & plc Asia Pte. Ltd. を代理し代表して

President of Costa Crociere S.p.A. Mario Zanetti _____

住所 10 Marina Boulevard #14-02, Tower 2 Marina Bay Financial Centre, Singapore

(本頁余白)

(目的及び解釈)

第1条 本協定は、係留施設の優先的な利用及び受入促進施設の整備について定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用並びに受入促進施設の一般公衆への供用その他の受入促進施設の整備を行うことの意義は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進により日本国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図ることにあることを確認し、本事業を実施する。

3 本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、**別紙1**において定められた意味を有するものとする。

4 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本事業の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重のうえ、旅客の安全に配慮し本事業を行うものとする。

2 甲は、本事業が民間事業者である乙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、係留施設の優先的な利用及び受入促進施設整備事業から構成される。

2 乙は、本協定に従い、適用ある法令等を遵守し、本事業を遂行しなければならない。

3 甲及び乙は、別段の合意がある場合を除き、また本協定の他の規定に従い、以下の日程に従って本事業を実施する。

受入促進施設の完成予定日 新港地区客船ターミナル(仮称)の供用開始日
(2019年供用開始予定)

事業開始予定日 新港地区客船ターミナル(仮称)の供用開始以降

(形成計画等)

第5条 甲及び乙は、形成計画の目的を十分に理解する。

2 乙は、乙の親会社等(第12条第6項に定義する。)に該当する者について毎年12月末までに甲に通知し、甲の確認を受けるものとする。

(地域活性化への取り組み)

第6条 甲及び乙は、相互に連携及び協力のうえ、地域活性化に取り組むものとする。

(許認可等及び届出等)

第7条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、乙がその責任及び費用負担により取得及び維持するものとする。また、乙が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。但し、本事業の実施に必要な許認可等の取得又は届出及び維持を甲が行う必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、乙は、甲による当該許認可等の取得又は届出及び維持にかかる費用を負担するものとし、また、当該措置について甲が乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、許認可等の取得又は届出及び維持に関する前項に基づく乙の義務の履行を支援するよう、(法令等により禁止されない限り)乙に協力し、当該要請が合理的なものである限りこれに従うものとする(この協力には、乙が海路及び水路要件に関して必要となる係留施設を利用する国際旅客船に係る許可を取得するための関係者との調整による支援を含む)。

3 乙は、第1項に基づき乙が取得又は届出及び維持した許認可等に関して書類を作成し、提出した場合、その写しを保存するものとし、事業終了日に甲に提出するものとする。

4 乙は、第1項に基づき乙が取得又は届出及び維持した許認可等の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを甲に提出するものとする。

(責任の負担)

第8条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 本協定に別段の定めがある場合を除き、乙による本事業の実施について、甲による承認、確認若しくは立会い又は乙の甲に対する報告、通知若しくは説明が行われる場合、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明が行われたことを理由として、甲は本事業の実施に係る責任を負うものではない。

(表明及び保証)

第9条 乙は、本協定締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

(1) 乙は、その設立準拠法に基づき有効かつ適法に設立され、存続する法人であること。

(2) 乙は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること。

- (3) 乙が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等並びに乙の設立準拠法及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐していること。
 - (4) 本事業を実施するために必要な乙の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、乙の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (5) 乙による本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- 2 甲は、本協定締結日現在において、乙に対して次の各号の事実を表明し、保証する。
- (1) 甲は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の甲の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、甲に対して強制執行可能であること。
 - (2) 甲が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等で要求されている授權その他一切の手續を履踐していること。
 - (3) 本協定上の義務を履行するために必要な甲の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、甲に対して係属しておらず、甲の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (4) 甲による本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、甲に対して適用される全ての法令等に違反せず、甲が当事者であり若しくは甲が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は甲に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (5) 本事業及び本協定で網羅されるすべての事項に関して甲が乙又はその関係会社に対して形成計画において開示したすべての情報は、真実かつ正確であり、また誤解を招くものではないこと。

(優先的な利用の開始条件)

第 10 条 乙は、事業開始予定日までに以下に定める各開始条件を充足するものとする。但し、ある開始条件について別途の時点を決める場合、当該条件については当該時点までに充足すれば足りるものとする。

- (1) 乙について、第 9 条第 1 項各号記載の各事項が、事業開始予定日（事業開始日が事業開始予定日から遅延した場合には、乙と合意のうえ甲が新たに指定した日）においていずれも真実かつ正確であること。
- (2) 乙が以下に定める各義務を履行したこと
 - ① 要求水準を満たした受入促進施設が完成し、甲若しくは甲から管理委託を受ける事業者又は新港地区客船ターミナル（仮称）の指定管理者（以下、それぞれを管理運営主体という。）に横浜港にて引き渡したこと
 - ② 第 7 条に定める本事業の実施に必要な一切の許認可等の取得（該当す

る場合)

(3) 第 1 号及び第 2 号のほか、乙において、優先的な利用に基づく係留施設の利用の開始までに履行すべき本協定上の義務について、重大な違反がないこと。

(4) その他甲乙が合意する事項

2 甲は、事業開始予定日までに以下に定める各開始条件を充足するものとする。但し、ある開始条件について別途の時点を決める場合、当該条件については当該時点までに充足すれば足りるものとする。

(1) 甲について、第 9 条第 2 項各号記載の各事項が、事業開始予定日（事業開始日が事業開始予定日から遅延した場合には、乙と合意のうえ甲が新たに指定した日）においていずれも真実かつ正確であること。

(2) 甲が以下に定める各義務を履行したこと

① 乙が利用するための係留施設を完成させていること

② 係留施設を供用していること及び乙が当該係留施設を利用することについて、横浜海上保安部の合意を得るための調整を完了していること

③ 海路及び水路に関する要件に関係して必要となるすべての許可を取得するための乙による調整に合理的に必要と認められる支援及び協力を行ったこと

④ 第 7 条第 1 項但書に定める本事業の実施に必要となるすべての許認可等の取得又は届出及び維持に必要な措置を講じていること

⑤ 受入促進施設の乙からの賃借について、甲は、甲が指定する者をして賃貸借契約を締結させていること

(3) その他甲乙が合意する事項

3 上記本条第 1 項にかかわらず、当該開始条件のすべてが事業開始予定日までに充足されない場合であっても、甲は、本条第 1 項の開始条件の全部又は一部の充足を、乙は、前項にかかわらず、前項の開始条件の全部又は一部の充足を、それぞれその裁量により放棄することができる。なお、この場合でも、放棄された条件の未充足に関し、本協定上の義務の違反がある当事者が責任を免れるものではない。

(係留施設及び受入促進施設)

第 11 条 係留施設は、横浜港新港ふ頭 9 号岸壁とする。

2 受入促進施設は、新港地区内の移動式旅客乗降用施設（屋根付き通路）とする。

(係留施設の優先的な利用に関する事項)

第 12 条 乙は本協定、及び適用ある法令等に従い、本条に定める通り他者に先立って係留施設の利用を予約すること（以下「優先的な利用」という。）ができる。

2 乙の、優先的な利用は第 10 条第 1 項に定めるすべての前提条件が充足され、又は同条第 3 項により放棄された場合に効力を生じる。

- 3 乙は、優先的な利用を行おうとするときは、本協定に定める手続を行わなくてはならない。
- 4 乙の係留施設の利用は、法令等の範囲内で認められる。
- 5 甲は、緊急事態が発生したと判断した場合には、必要な期間、必要な範囲において係留施設の利用の停止をすることができる（日本国が港湾法に従い行う場合を含み、当該期間を以下「停止期間」という。）。事業期間（優先的な利用期間を含む。）は、甲及び乙の協議により停止期間と同じ期間分延長されることとなる。
- 6 優先的な利用ができる者は、(i)乙及び(ii)港湾法第 50 条の 18 第 1 項に基づき国土交通省令で定める者（以下「親会社等」という。）に限られる。
- 7 優先的な利用は、年間 80 日（以下「年間利用日数」という。）を限度として認められる。
- 8 優先的な利用に基づく係留施設の利用期間は事業終了日までの間とする。
- 9 乙は、係留施設を利用する日の前々年の 12 月 31 日までの間に係留施設の利用の予約を行うものとする。
- 10 乙は、係留施設を利用する日の前々年の 12 月 31 日までに係留施設の利用予定を確定させるものとする。
- 11 乙は、優先的な利用の変更又は解除の必要が生じたときは、当該事由が生じた時点で速やかかつ誠実に甲に通知するものとする。
- 12 甲は、係留施設を利用する日が属する暦年の前年の 1 月 1 日以降の係留施設の利用の予約及び取消並びに使用料及び取消料については、甲が別途定めるところに従い、乙及び他の利用希望者を平等に取り扱うものとする。
- 13 乙は、本条に基づく係留施設の利用にあたり、条例で定める使用料の範囲内で使用料を支払うものとする。
- 14 甲は、事業期間にわたり、係留施設を良好な状態に維持し、適用ある法令等のすべてを遵守するものとする。
- 15 乙は、本条に基づく予約枠を譲渡（第 22 条に基づき甲が承諾した事業譲渡の場合を除く。）することはできない。

（受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準）

第 13 条 受入促進施設は別紙 2 に定める基準及び適用ある法令等に定める基準（以下「要求水準」という。）を満たすものとする。

（受入促進施設の整備の方法）

第 14 条 乙は、本協定及び適用ある法令等に基づき、受入促進施設を整備する。

- 2 乙は、施工企業をして、受入促進施設の整備を実施させることができる。
- 3 施工企業その他本件工事の施工に関して乙又は施工企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙がその責任を負うものとする。

- 4 甲が要求水準の変更（受入促進施設の建設に係る仕様に関する変更であるか、その他であるかを問わない。）を要請した場合、甲は、かかる変更要請に従うことにより生じるあらゆる費用のうち、当初合意した要求水準に従って生じ得る費用を超えるものについて、乙と協議のうえ、その負担割合を合意する。また、甲及び乙は、乙が要求水準の変更を実施するために合理的に必要な期間及び当該期間中の乙の契約違反その他の責任の取扱い（当該義務を履行する能力が部分的又は全面的にかかる変更の影響を受ける範囲の義務に限るものとする。）について協議する。
- 5 乙は、受入促進施設の設計図書を甲乙が合意する日までに甲に提出し、甲の確認（要求水準及び法令等に従っていることの確認を意味する）を受けるものとする。
- 6 乙は、受入促進施設が完成したときは、自ら完工検査を行ったうえ、甲の完工確認を受けるものとする。
- 7 本協定の他の規定にかかわらず、乙の受入促進施設整備事業を開始する義務は、甲が第7条第1項に規定される受入促進施設整備事業の実施に必要となる許認可等に関連して必要な措置を講じたことを条件として発生する。

（受入促進施設の管理の方法）

第15条 乙は、本協定及び適用ある法令等に基づき、甲が指定する者に対し、受入促進施設を貸与するものとする。

（受入促進施設の整備に要する費用の負担の方法）

第16条 乙は、本協定に基づき、受入促進施設の整備費用を負担する。

（受入促進施設の利用者による利用に関する事項）

第17条 甲は、自ら又は管理運営主体をして、事業期間中、優先的な利用の条件に基づき係留施設を利用する日時、第12条第5項に基づき係留施設の利用が停止される日時又は不可抗力事由の継続により利用できない日時を除き、受入促進施設を、国際旅客船（当該国際旅客船の旅客及び乗組員を含み、以下「利用者」という。）の利用に供し又は供させなければならない。

（リスク分担の原則）

第18条 甲は、本協定で別途定める場合を除き、乙による本事業の実施に対して、何らの支払義務を負わない。

- 2 本協定で別途定める場合を除き、乙はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において乙に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、全て乙が負担し、甲はこれについて何らの責任を負担しない。

（法令等の変更による措置）

第19条 本協定で別途定める場合を除き、法令等の変更により乙に増加費用及び損害が生じる

ときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 本協定締結日以降、法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、該当する法令等の変更を明記し、かかる困難の詳細な内容を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、該当する法令等の変更が実際に生じたと認められるときは、かかる法令等の変更の結果として乙に生じた問題に対処するための対応方針について協議するものとする。
- 4 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した法令等の変更により、本事業の継続が困難となったときは、甲又は乙は、本協定を解除することができる。特定法令変更が原因で本協定が解除された場合、乙は、甲に対し、本協定の解除により被った損害の補償を日本国の法令等に基づき請求することができる。

(不可抗力による措置)

第 20 条 不可抗力により乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 本協定締結日以降、不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、記載された事象が不可抗力事由に該当すると認められるときは、不可抗力事由の是正に対する対応方針について協議するものとする。
- 4 甲及び乙は、不可抗力事由の影響が継続する間（以下「不可抗力期間」という。）、契約違反その他の責任を問われることなく、本協定に基づく義務（但し、当該義務を履行する能力が部分的又は全面的に不可抗力の影響を受ける範囲の義務に限る。）を免除されるものとする。
- 5 第 3 項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が可能でなくなったときは、甲又は乙は、本協定を解除することができる。
- 6 前項の他、甲及び乙は、別段の定めがある場合を除き、第 5 項の解除により生じた損害及び増加費用を相互に請求できないものとする。
- 7 本条第 5 項に基づき本協定が解除されなかった場合かつ不可抗力により 1 ヶ月以上係留施設の利用ができなかった場合には、甲及び乙は協議のうえ、優先的な利用期間を含む事業期間を、不可抗力期間と同じ期間分延長するものとする。

(緊急事態対応)

第 21 条 甲又は乙は、緊急事態が発生したと判断する事態が生じた場合には、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。甲及び乙は、かかる通知を受けた場合、当該状況を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。

- 2 前項に定める場合において、甲は、第 12 条第 5 項に基づき係留施設の利用を停止しない場合であっても、緊急事態の解消に必要な期間及び必要な範囲において、自ら必要

な措置を行うことができる。この場合、甲は、乙に対して甲による当該措置の実施について協力（乙が所有する資産についての甲による一時的使用その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、乙はこれに協力しなければならない。

- 3 乙は、港湾法等において別段の定めがある場合を除き、前項の甲（日本国が港湾法に従い行う場合を含む。）による措置及び乙の協力により生じた損害及び増加費用を甲に請求できないものとする。

（協定上の地位等又は受入促進施設の処分）

第 22 条 いずれの当事者も、他方当事者の事前の書面による承諾なく、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務について、譲渡（信託譲渡及び自己信託を含む。）、質権設定その他の担保設定、その他の方法による処分（かかる譲渡又は処分を以下「処分」という。）を行ってはならない。

- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、受入促進施設について、譲渡（信託譲渡を含む。）、抵当権その他の担保設定、その他の方法による処分を行ってはならない。但し、乙が甲に譲受人がカーニバルコーポレーショングループ会社に該当することを証する文書を提出した上で本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務又は受入促進施設について、カーニバルコーポレーショングループ会社に譲渡する場合には甲は承諾を留保又は拒絶しないものとする。

（協定の有効期間）

第 23 条 本協定は、別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、事業終了日又は本協定が解除若しくは終了した時点まで効力を有する。

- 2 本協定は、第 37 条第 1 項に基づくその公示後に受入促進施設の施設所有者等（港湾法第 50 条の 18 第 1 項に定義する施設所有者等をいう。）及び予定施設所有者等（港湾法第 50 条の 18 第 3 項に定義する予定施設所有者等をいう。）となった者に対しても、その効力があるものとする。
- 3 別段の定めがある場合を除き、事業開始日が事業開始予定日から遅れた場合にも、優先的な利用の存続期間は延長されないものとする。但し、第 9 条第 2 項第 2 号の条件が成就しなかったことにより事業開始日が遅延した場合には、当該遅延した期間、優先的な利用の存続期間は延長することができる。

（乙の事由による本協定の解除）

第 24 条 甲は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、催告することなく乙への通知をもって本協定を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由のみにより本協定の履行が不能となったとき。
- (2) 乙又は乙の親会社等が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手續又はこれらに類似する手續について乙の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされ、当

該決議又は申立ての日から 30 日以内に当該決議又は申立てが取り消され又は取り下げられなかったとき。

- (3) 乙又は乙の親会社等について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 乙が第 10 条第 1 項の開始条件を充足できず、事業開始予定日から 9 ヶ月以内に優先的な利用が開始できないことが明らかとなったとき（不可抗力、特定法令変更、要求水準の変更又はその他正当な理由に起因する場合を除く。）。
- (5) 正当な理由なく、乙が本事業を放棄したと認められるとき（疑義を避けるために付言すると、本協定の他の規定にかかわらず、乙は、優先的な利用の権利を行使する義務を負うものではないものとする。）。
- (6) 乙の役員のうち暴力団員等及びその他の関係者に該当する者があることが判明したとき。
- (7) その他甲乙が解除事由として合意した場合

2 甲は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、乙に対して当該不履行又は状態を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間（又は延長が必要として甲が認めた場合には当該延長後の期間）内に当該不履行又は状態が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 乙が本協定上の重要な誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 乙が本協定上の重要な義務に違反又は履行しないとき。
- (3) 乙が適用ある法令等に違反したとき。

3 甲は、乙が実施する受入促進施設整備の水準が要求水準を満たさない状態が継続する等、要求水準違反により受入促進施設整備事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態が発生しその状態が、違反に関する甲の書面による催告から 150 日間改善されない場合、乙への書面による通知をもって本協定を解除することができる。

（甲の事由による本協定の解除又は終了）

第 25 条 乙は、次の各号の事由が発生したときは、甲に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本協定を解除することができる。

- (1) 甲が本協定上の甲の重要な誓約、表明又は義務に違反し、乙から当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき。
- (2) 甲が第 10 条第 2 項の開始条件を充足できず、事業開始予定日から 9 ヶ月以内に優先的な利用が開始できないことが明らかとなったとき（不可抗力に起因する場合を除く。）。
- (3) 甲が適用ある法令等に違反したとき。

2 前項に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、本協定の解除により被っ

た合理的な損害の補償を日本国の法令等に基づき請求することができるものとする。

(合意解除)

第 26 条 前 2 条に定める場合のほか、甲及び乙は、双方の合意により本協定を終了させることができる。

(受入促進施設の取扱い)

第 27 条 受入促進施設の完成後に本協定が終了した場合、甲又は甲の指定する第三者は、甲乙が合意して定める方法に従って、時価にて受入促進施設を乙から買い取ることができる。

(本協定の変更)

第 28 条 甲及び乙は、双方の書面による合意により、本協定を変更することができる。

(損害賠償責任)

第 29 条 本協定に別段の定めがある場合を除き、甲又は乙が本協定に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は適用ある法令等及び本協定の規定に従い当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(協議会の設置)

第 30 条 甲及び乙は、本事業の実施に関する情報交換等を行うため、実務者による協議会を設置し、少なくとも 1 年に 1 回開催するものとする。

2 前項に定める協議会の構成。開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。

(著作権の帰属等)

第 31 条 甲が、本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。

2 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。

(秘密保持義務)

第 32 条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の承認がない限り、本協定に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、以下の場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。

(1) 第 37 条に基づき、本協定を一般の閲覧に供する場合

(2) ①当該情報を知る必要のある甲若しくは乙の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある日本国政府の職員若

しくは乙の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ甲との間で合意された会社等（カーニバルコーポレーショングループ会社を含む。）若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、甲、乙と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 本条の定めに違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

(4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

(5) 適用ある法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 前2項の定めは、甲並びに乙による本協定の完全な履行又は本協定の終了にかかわらず、本協定の終了日から2年間、有効に存続する。

（公租公課）

第33条 本協定に関連して生じる公租公課は、本協定において別途定めのある場合を除き、全て乙の負担とする。

（管轄）

第34条 本協定に関するすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第35条 本協定に定める請求、通知、報告、勧告、承認及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 本協定の履行に関する期間の定めについては、本協定に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。

6 本協定に定める日時は日本標準時とする。

7 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

（疑義に関する協議）

第36条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は30日間誠実に協議し、当該30日の期間が終了するまで、訴訟の提起をしないものとする。

(協定の揭示方法)

第37条 甲は、本協定を締結したときは、港湾法施行規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、本協定を甲の事務所に備えて一般の閲覧に供する。

- 2 甲は、本協定を締結したときは、受入促進施設又はその敷地の見やすい場所に、甲の事務所において本協定を閲覧に供している旨を掲示しなければならない。この場合において、乙は当該掲示につき甲に最大限協力しなければならない。

別紙 1 定義

- (1) 「受入促進施設」とは、前文に定める意味を有する。
- (2) 「受入促進施設整備事業」とは、本協定に基づき乙が行う受入促進施設の整備事業をいう。
- (3) 「親会社」とは、会社法第 2 条第 4 号に定める親会社をいう。
- (4) 「親会社等」とは、第 12 条第 6 項に定義する意味を有する。
- (5) 「会社法」とは、日本の会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (6) 「カーニバルコーポレーショングループ会社」とは、Carnival Corporation 又は Carnival plc の直接的又は間接的な支配下にあるカーニバルコーポレーショングループを構成する会社をいう。
- (7) 「管理運営主体」とは、第 10 条第 1 項第 2 号に定義する意味を有する。
- (8) 「関連会社」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 20 号に定める関連会社をいう。
- (9) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (10) 「緊急事態」とは、①受入促進施設の管理運営主体による安全な供用が著しく阻害されるおそれのある事態、②日本国の安全保障又は港湾の安全が脅かされる事態③港湾内での人の身体・生命又は財産に損害が発生するおそれのある事態、若しくは④災害救護（広域災害の場合を含む。）のためやむを得ない場合のいずれか、又はこれら①乃至④に類する事態をいう。
- (11) 「形成計画」とは、前文に定義する意味を有する。
- (12) 「係留施設」とは、前文に定義する意味を有する。
- (13) 「港湾法」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）をいう。
- (14) 「港湾法施行規則」とは、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令 98 号）をいう。
- (15) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。
- (16) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の譲渡時等において鑑定人や公認会計士等の専門家（当事者の合意に基づき選任）による評価等の客観的方法により定められた価格をいう。
- (17) 「事業開始日」とは、第 10 条第 1 項及び第 2 項に記載されている開始条件が充足され又は同条第 3 項に基づき放棄されたことに基づき乙により優先的な利用が開始できるようになった日をいう。
- (18) 「事業開始予定日」とは、第 4 条第 3 項に定める優先的な利用に関する事業開始予定日をいう。
- (19) 「事業期間」とは、事業開始日から事業終了日までの期間をいう。
- (20) 「事業終了日」とは、平成 47 年（2035 年）3 月 31 日をいう（なお、当該日は、本協定の規定に基づく延長により変更される可能性がある。）。
- (21) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他乙が本協定又は甲の請求に

より甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

- (22) 「施工企業」とは、乙から受入促進施設の整備を受託する会社をいう。
- (23) 「特定法令変更」とは、乙に悪影響を及ぼす日本国（地方公共団体を含む。）が行う法令等の変更で、次に挙げる変更をいう。(a)乙のみ若しくは本事業のみに適用され、他の者又は他の事業に適用されない変更、又は(b)事実上上記(a)の効果を有する変更。
- (24) 「年間利用日数」とは、第 12 条第 7 項に定義する意味を有する。
- (25) 「不可抗力」とは、本協定の義務の履行又は権利の行使に直接かつ不利な影響を与えるものであって以下のいずれか 1 つ以上に該当する事象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
 - (i) 異常気象（暴風、落雷、豪雨、強風、ハリケーン、台風、サイクロン、異常熱波又は異常寒波であって、これらが港湾又は周辺において通常また定期的に発生するものよりも過酷であるものをいう。）
 - (ii) 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避かつ予見不能な自然災害であって、港湾に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）
 - (iii) 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、反乱、テロ行為又は戦争行為をいい、第三国間の事象を含む。これらの場合における国等による港湾使用を含む。）
 - (iv) 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）
 - (v) 放射性物質による汚染（本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものに限る。）
- (26) 「不可抗力期間」とは、第 20 条第 4 項に定義する意味を有する。
- (27) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に定める暴力団員が構成する団体で、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (28) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの 1 つ以上に該当する者をいう。
 - (i) 暴力団員等
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ）
 - (c) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ）

- (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう）
 - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう）
 - (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
 - (ii) その他の関係者
 - (a) (i)(a)乃至(i)に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (29) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (30) 「本事業」とは、第4条に定義する意味を有する。
- (31) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (32) 「優先的な利用」とは第12条第1項に定義する意味を有する。
- (33) 「要求水準」とは、第13条で定義する意味を有する。
- (34) 「利用者」とは、第17条に定義する意味を有する。

別紙2 受入促進施設の規模、構造及び用途に関する基準

受入促進施設は、風雨や日差しなどから乗下船客を守り、安全・快適な乗下船空間を創出することを目的に設置するものとする。受入促進施設の名称、規模及び配置は以下のとおり。

名称：移動式旅客乗降用施設（屋根付き通路）

規模：移動式旅客乗降用施設（屋根付き通路）約 20mを整備

配置：甲乙協議の上別に定める。